

## 多摩・島しょ広域連携活動助成事業企画及び運営委託仕様書（案）

### 1 契約件名

多摩・島しょ広域連携活動助成事業企画及び運営委託

### 2 履行期間

契約確定日の翌日から令和6年2月29日まで

### 3 業務目的

本事業は、東京都市長会の多摩・島しょ広域連携活動助成金を活用し、中央線沿線5市（武蔵野市、三鷹市、小金井市、国立市及び国分寺市）に在住・在学の子どもたちに1市単独では実現困難な大規模な感動体験を提供することを目的とし、本事業の効率的・効果的な実施を図るため、企画運営業務を委託する。

### 4 事業概要

#### (1) 実施日・場所

ア 設営 令和5年12月1日（金）

イ 実施及び撤収 令和5年12月2日（土）

ウ ア及びイ共通場所 小金井 宮地楽器ホール（小金井市本町6-14-45）  
（小ホール・市民ギャラリー・マルチパーパススペースABCD）

(2) 主催：5市共同事業実行委員会（令和5年度委員長市は小金井市）

(3) 対象：5市に在住・在学の小中学生を中心とする。

(4) 参加目標人数：延べ1,000人（講演会及び各ブース延べ人数）

#### (5) 事業の内容

e スポーツやプログラミングの体験ができるワークショップの開催、有識者や著名人による講演やデモンストレーション等を行い、子どもたちに感動体験の場を提供する。また告知物等においてデジタル媒体を積極的に活用する。

### 5 業務内容

#### (1) 企画

受託者は、事業の企画立案及びゲスト等の出演交渉等を行う。

#### (2) 運営

ア 会場の設営・撤収、事前打合せ、関係諸団体との連絡調整等（委託料には会場使用料の支払い分を含む。会場使用料 154,600 円（税込み））

イ 必要な機材などの調達、物品の作成等

ウ 事前周知、参加者申込受付、抽選、各種発送業務等

エ イベント運営スタッフの教育、配置等

オ 緊急時のスタッフ教育、配置、誘導等

カ 平常時及び緊急時の対応マニュアルの作成、印刷等

キ イベント当日の受付、案内、運營業務及び記録

※ 参加者の負傷等に対応するため、当日は看護師資格を有するスタッフを救急用具持参の上、常駐させること。

※ 作成した打合せ記録、マニュアル等は委託者が校正可能なファイル形式（Microsoft 社 Word、Excel 又は PowerPoint）で提出すること。提出期限は委託者と別途協議する。

### (3) 各種広報物の作成

ア 告知チラシ・ポスター及び当日配布パンフレット等の作成及び納品（発送含む）

(イ) チラシ（A4サイズ） 45,000部程度

(ロ) ポスター（A2サイズ） 300部程度

(ハ) 当日配布パンフレット（A4サイズ） 1,500部程度

※ 委託者において校正を実施し、その回数及びスケジュール等は別途協議する。

※ チラシ、ポスター及び当日配布パンフレットは全てカラー印刷とする。

※ チラシ及びポスターは、5市に指定枚数を納品する。5市の各小中学校へ指定した枚数に分けて配送する。詳細は別途協議し、その配送料は委託料に含む。

※ 当日配布パンフレットは、当日会場で配布する。また、5市に事前に指定枚数を納品する。（上記(ハ)の1,500部に含む）

※ チラシ、ポスター及び当日配布パンフレットの電子データは当日までに納品する。

イ イベント専用WEBサイトの作成及び管理

専用WEBサイトを作成及び管理する。専用WEBサイトの公開前には委託者にて確認し、必要があれば受託者で訂正する。またイベント実施後一定期間

の後に、当該サイトを閉鎖する。

(4) アンケートの実施、集計及び報告

参加者アンケートを実施し、業務報告書にて報告を行う。

6 成果品

(1) 業務報告書 カラー印刷 15部

(2) 業務報告書 電子データ（容易に編集可能なもの） 1部

(3) 市長会への報告会用報告書 カラー印刷と電子データ

(Microsoft 社 PowerPoint を使用する) 1部

(4) 打ち合わせ記録、スタッフマニュアル カラー印刷と電子データ 各1部

7 著作権等

受託者が作成した一切の成果品等に関する著作権等の権利は、すべて委託者に帰属するものとし、委託者が自由に編集の上、公表できるものとする。

8 業務上の注意事項

(1) 業務体制

受託者は、プロポーザル実施要領に基づき提出した業務実施体制により当該業務を履行すること。変更等がある場合は、委託者と協議すること。

(2) 守秘義務

受託者は、本契約の履行により知り得た全ての情報を他に漏らしてはならない。契約期間終了後又は解除後も同様とする。

(3) 個人情報の取扱い

受託者は、本契約の履行により知り得た全ての個人情報について、個人情報取扱特記事項及びその他関係法令を遵守し、適切に取り扱わなければならない。

(4) 再委託の禁止

受託者は、本契約の履行に当たり、業務の全部又は主要な部分を第三者に委託してはならない。

(5) 疑義

受託者は、業務内容に疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議の上、その指示に従わなければならない。

## 9 その他

- (1) 本業務の履行中に第三者に与えた損害等は、全て受託者の負担で回復するものとする。
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策の方法や感染状況によっては代替案（オンライン実施等）となることも踏まえ、体制及び企画を整えておくこと。
- (3) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、事業内容に変更が生じた場合は、実施方法等について委託者と協議すること。
- (4) 新型コロナウイルス感染症対策に係る経費は事業費に計上し、出演者及び参加者等については感染対策を徹底すること。